

各総合支所管理課
子ども若者支援課

港区放課後児童育成事業の利用時間の拡大について

区は、港区放課後児童育成事業（以下「放課GO→」といいます。）の登録者のうち、保護者が放課後の時間に不在となる児童に対して、安全な居場所を18時まで提供するとともに、放課後に必要な栄養や活力を与えるため、おやつを無償で提供します。

1 背景

区は、児童館及び子ども中高生プラザ等において、保護者が病気や出張等により放課後に児童を養育できない場合に、学校から直接施設に来館して安全な居場所を提供する直接一般来館制度を実施しています。また、令和7年度から、直接一般来館制度の登録者に対して、保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、放課後に必要な栄養や活力を与えるため、おやつを無償で提供しています。

2 課題

放課GO→は、17時まで利用でき、おやつの提供はありませんが、放課GO→登録児童の中にも、学童クラブ事業の入会待ち児童や、保護者が病気や出張等により放課後の時間に不在となる場合があるため、必要な児童に対する安全な居場所と、放課後に必要な栄養や活力の補給が必要です。

3 対応

放課GO→登録児童のうち、保護者が放課後の時間に不在となる児童に対して、安全な居場所を18時まで提供するとともに、放課後に必要な栄養や活力を与えるため、おやつを無償で提供します。

4 事業規模

2,567千円

5 今後のスケジュール(予定)

令和7年 9月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）
11月	保護者周知
12月	利用時間の拡大